

令和7年度日立市女性の就業専門資格取得等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、出産・育児・介護などのために離職した女性や就業したことのない女性の就業機会の拡大及び非正規雇用労働者として働く女性の雇用の安定を図るため、特定の職業に必要とされる専門資格の取得等に要した経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資格 特定の職業に就業するに当たり有利に働く資格又は免許で、別表に掲げるものをいう。
- (2) 申請基準日 試験によって資格取得の可否が決まるものにあっては試験に合格した日、試験を要さないものにあっては講習修了の確認を受けた日をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という）は、次の各号の全てに該当する女性とする。

- (1) 申請日において日立市に住所を有する者
- (2) 前条第1号に定める資格の試験に合格した者、試験を要さない講習等にあっては講習を修了した者
- (3) 申請基準日において、取得した資格を活用して就業しようとする無職の者又は非正規雇用労働者であって正規雇用を目指す者

2 前項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 過去に当該補助金の交付を受けたことのある者
- (2) 学校教育法第1条に定める学校（通信制大学を除く。以下「学校」という。）に在籍している者
- (3) 最終学歴となる学校を卒業又は中途退学した日の属する年度の末日から5年を経過しない者
- (4) 他の制度によって、補助対象経費の2分の1以上に相当する額の補助金、給付金、修学資金等を申請している者又は受給している者（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、資格の取得に要した経費のうち、申請者が令和5年度から令和7年度中に支払いをした次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 資格取得を目的とした教育訓練の実施者に対して支払った入学料及び受講料（教育訓練の実施者が指定する教材費を含む。）
- (2) 資格取得に要した受験料又は検定試験の受験料

2 次に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 申請者が自主的に購入した参考書又は問題集の費用
- (2) パソコン等機器の費用
- (3) 受講又は受験のための交通費又は宿泊費
- (4) 資格の登録に係る講習費、登録料及び更新手数料

3 第1項各号の経費の合計額が、令和5年度以前の経費を含めても2万円を超えない場合には、補助しないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、15万円を限度とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日立市女性の就業専門資格取得等補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、申請基準日の翌日から起算して4か月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 受講等に要した経費を明らかにする書類
- (2) 試験に合格又は講習を修了したことが証明できる書類の写し
- (3) 申請者本人の住民票の写し
- (4) 講座等の概要及び必要経費の内容が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査して、補助金交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の適否を決定したときは、日立市女性の就業専門資格取得等補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた補助金の請求は、日立市女性の就業専門資格取得等補助金交付請求書（様式第3号）により行う

ものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、補助金の請求があったときは、申請者の請求に基づき申請者が指定する口座に補助金を振り込むものとする。

(交付の決定の取消し)

第10条 市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査への協力)

第12条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けた者に対し、その後の就業状況等について、市が行う調査に協力を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表(第2条関係)

区分	対象資格
経理、財務又は法務分野	簿記検定試験(日商簿記)
	ファイナンシャル・プランニング技能士(1, 2級)
	土地家屋調査士
	宅地建物取引士資格
	行政書士
教育、医療、福祉又は介護分野	介護職員初任者研修
	介護福祉士実務者研修
	介護福祉士
	保育士
	幼稚園教諭
	司書
	登録販売者
	キャリアコンサルタント
	公認心理師
	教育職員免許状
自動車免許・技能講習関係	精神保健福祉士
	社会福祉士
	第一種免許(大型又は中型に限る)
	第二種免許(大型、中型又は普通)
技能関係	大型特殊自動車免許
	フォークリフト運転技能講習
	測量士補
	ボイラー技士免許
	危険物取扱者
	電気工事士
	土木施工管理技士
IT関係	CAD利用技術者試験
	作業環境測定士
	マイクロソフトオフィススペシャリスト(MOS)
	基本情報技術者試験
	JAVAプログラミング能力認定試験
その他	C言語プログラミング能力認定試験
	ITパスポート試験
その他	Python 3 エンジニア認定基礎試験
	調理師

※ 上記のほか市長が認めるもの